

別紙3(第7条関係)

会議結果のお知らせ

令和5年度第2回宮古市都市計画審議会を、次のとおり開催しました。

令和6年2月9日

宮古市都市計画審議会

1 開催日時

令和6年2月7日(水) 午前10時25分から午前11時00分

2 開催場所

宮古市市民交流センター 2階 多目的ホール

3 議題

議案第1号 宮古都市計画地域地区(用途地域)の変更について(諮問)

4 会議の概要

議案第1号 宮古都市計画地域地区(用途地域)の変更について(諮問)

- ・ 原案のとおり決定した。

5 問い合わせ先

宮古市 都市整備部 都市計画課 管理計画係

電話 0193-68-9108

令和5年度第2回宮古市都市計画審議会 会議録

1	開催日時	令和6年2月7日（水） 午前10時25分から午前11時00分
2	場 所	宮古市市民交流センター 2階 多目的ホール
3	案 件	議案第1号 宮古都市計画地域地区（用途地域）の変更について（諮問）〔宮古市決定〕
4	出席者	<p>〔審議会委員〕</p> <p>宇佐美 誠史 （岩手県立大学総合政策学部 准教授（会長）） 鴨志田 直人 （岩手大学理工学部 准教授） 田代 勝久 （宮古市議会議員） 中嶋 勝司 （宮古市議会議員） 木村 誠 （宮古市議会議員） 小島 直也 （宮古市議会議員） 鳥居 晋 （宮古市議会議員） 小岩 利弘 （国土交通省 東北地方整備局 釜石港湾事務所長） 伊藤 秋彦 （岩手県 沿岸広域振興局 土木部 宮古土木センター所長） 代理出席：照井 修（宮古土木センター 土木技術企画チーム 主任主査）</p> <p>花坂 康太郎 （宮古商工会議所 会頭） 飛澤 教男 （宮古市農業委員会 会長） 代理出席：阿部 剛夫（宮古市農業委員会 会長職務代理者） 戸田 麻子 （公募委員）</p> <p>〔事務局〕</p> <p>藤島 裕久 （都市整備部長） 盛合 弘昭 （都市整備部 都市計画課長） 佐々木 信吾 （都市整備部 都市計画課 管理計画係長） 佐々木 大輔 （都市整備部 都市計画課 管理計画係 主任） 石黒 奈穂 （都市整備部 都市計画課 管理計画係 主事）</p>
5	欠席者	石井 真吾 （国土交通省 東北地方整備局 三陸国道事務所長） 櫛桁 彩子 （公募委員）
6	傍聴人	なし
7	会議内容	【別紙】のとおり

【別紙】

発言者	内 容
事務局	<p>1 開会</p> <p>皆様、本日はご多忙のところ、宮古市都市計画審議会にご参集いただきましてありがとうございます。</p> <p>定刻より若干早めではありますが、本日出席の皆様がお揃いですので、ただいまから、令和5年度第2回宮古市都市計画審議会を開催いたします。</p> <p>本日の会議ですが、現在、審議会委員総数14名のうち12名のご出席をいただいております。従いまして、宮古市都市計画審議会条例第5条第2項に定める定足数に達し、会議が成立していることをご報告申し上げます。なお、石井委員、榎桁委員につきましては、都合により欠席する旨のご連絡をいただいております。</p> <p>また、本日は、宮古土木センター、伊藤所長の代理として主任主査の照井様、農業委員会、飛澤会長の代理として会長職務代理者の阿部様が出席されております。</p> <p>続きまして、資料の確認をさせていただきます。 本日の資料は、事前にお送りしました</p> <ul style="list-style-type: none"> ・会議次第 ・委員名簿 ・令和5年度第2回都市計画審議会議案書 ・別紙1「岩手県決定の都市計画手続きについて」という色刷りの資料 ・別紙2「議案第1号 宮古都市計画地域地区（用途地域）の変更について（諮問）」という色刷りの資料 <p>以上になります。会議資料等が不足してありましたら、事務局までお知らせください。</p>
事務局	<p>2 挨拶</p> <p>それでは、開会に当たり、都市整備部長よりご挨拶を申し上げます。</p>
事務局（宮古市都市整備部長）	<p>開会にあたりまして、一言ご挨拶申し上げます。</p> <p>本日の議題は、出崎地区及び藤原埠頭地区における用途地域の見直しでございます。本件につきましては、令和5年9月に市民説明会及び案の縦覧を行い、反対意見はございませんでした。本日出席をいただき、ご了承をいただいたうえで、岩手県知事との協議を経て、都市計画決定及び告示を行いたいと考えております。</p> <p>また、出崎地区につきましては、新たに都市計画区域に編入する、藤原埠頭の南側につきましては、臨港地区を変更するというものも含まれており、同時進行で行う岩手県の都市計画決定案件となっております。このことにつきましても、あわせて本日出席をいたします。</p> <p>また、都市計画区域への編入は、国土交通大臣の同意が必要でございます。</p>

発言者	内 容
	<p>ます。2月2日の国土審議会におきまして、異存なしの回答をいただいております。</p> <p>今後は、明日、2月8日の岩手県都市計画審議会において審議され、東北地方整備局への本協議及び大臣同意を経て、3月中旬を目途に告示される予定でございます。本日の議題であります、宮古市決定の用途地域の見直しも、これにあわせて行うこととなります。</p> <p>本日の案件につきましては、都市計画を見直すことで、今後の土地利用の進展を図る、もって、地域の活性化を図るものと考えております。</p> <p>皆様から忌憚のないご意見をいただきまして、進めてまいりたいと思っております。どうぞよろしくお願いいたします。</p>
事務局	<p>続きまして、会長にご挨拶をお願いいたします。</p>
会長	<p>お集まりいただきありがとうございます。</p> <p>今年度、これまで議論してきたところでは、「土地利用を見直し、より使いやすくして、地域を盛り上げていこう」という議論が多かったのかなと思っております。</p> <p>これまでの議論でも、もっと早くというような意見もありましたが、これは手続きをしっかりと経ないと進まないものでもあります。</p> <p>今日も活発にご意見を出していただき、審議したいと思えます。どうぞよろしくお願いいたします。</p>
事務局	<p>ありがとうございました。</p> <p>それでは議事に入らせて頂きたいと思えます。これからの進行は、都市計画審議会条例第4条第2項の規定に基づきまして、会長に議長をお願いいたします。</p>
議長	<p>3 議事</p> <p>それでは、議案の審議に入ります。</p> <p>当審議会の審議に関しましては、「宮古市審議会等の会議の公開等に関する規程」に基づきまして、原則として公開することとしています。</p> <p>案件によっては、例外的に非公開とする場合がありますが、本日の案件が公開に適する案件かどうかについて、事務局から説明をお願いします。</p>
事務局	<p>今回の案件は、審議会等における公正かつ円滑な議事運営に対して著しい支障を生ずるおそれが予想される案件ではございません。従いまして、会議を公開すべきものと考えております。</p>
議長	<p>本日の会議は事務局から説明があったとおり、全部公開といたしたいと思えますが、ご異議はございませんでしょうか。</p>

発言者	内 容
	<p>－異議なし－</p> <p>本日の会議は、全部公開することに決定しました。 それでは、本日の議案の審議に入ります。 議案第1号「宮古都市計画地域地区(用途地域)の変更について(諮問)〔宮古市決定〕」について、事務局より説明をお願いします。</p>
事務局	<p>議案第1号「宮古都市計画地域地区(用途地域)の変更について(諮問)〔宮古市決定〕」</p> <p>－資料説明－</p>
議長	<p>説明が終わりました。 ご質問、ご意見はございませんか。</p>
委員	<p>岩手県が決定する都市計画区域の中に、今回日立浜町の先の部分は入らないということですか。 資料1では、その部分に色が塗られていないように見えます。</p>
事務局	<p>そちらの部分につきましては、すでに都市計画区域と臨港地区に入っております。その後に埋め立てられた2ヶ所が、都市計画区域と臨港地区に入っておりませんでしたので、今回その手続きをするものです。</p>
委員	<p>図で見ると、色が塗られていなくて、白くなっているように見えるのですが、色は塗られているのですか。</p>
事務局	<p>こちらは、都市計画区域と臨港地区には入っているのですが、用途地域の指定がされていないので、図では色が塗られていません。小さくて見づらいですが、臨港地区等の線の中には含まれています。</p>
委員	<p>それで、今回資料2のように指定しようということですか。</p>
事務局	<p>そのとおりです。</p>
委員	<p>ありがとうございます。 もう1つ確認です。藤原埠頭について、説明会等で質問がなかったとのことでしたが、用途地域を変更して困る民間業者がいないか、確認は大丈夫でしょうか。</p>
事務局	<p>既存企業に影響がないということは、確認しております。</p>
委員	<p>ありがとうございます。</p>

発言者	内 容
議長	出崎地区については、もともと周辺が準工業地域で、その土地利用をみても、問題なく使われていると思います。そのまま、周囲に合わせて準工業地域に指定するのが妥当だと思います。
委員	藤原埠頭の南側に小さな山があるが、なぜそこも範囲に含めなければいけないのでしょうか。
事務局	岩手県と協議する中で、岩手県が策定した宮古港長期構想において、その山の付近に道路を通す計画があるので、用途地域の指定や臨港地区の範囲に含めてほしいという意見をいただいたためです。
委員	はい、わかりました。
委員	資料2の4ページ「工業系地域の用途制限」の表が示す色と地図で各地区に着色している色は、照らし合わせて見ていいのでしょうか。
事務局	表に示す色と地図に着色している色は全く同じ色というわけではありませんが、わかりやすいように同系色で示したものです。 表の紫色で示した準工業地域の部分が、出崎地区の用途制限に該当する部分となります。表の真ん中の工業地域の部分が、藤原埠頭に関する用途制限になると読み取っていただければと思います。
委員	わかりました。ということは、丸がついている建物は、建てることのできると理解して良いのですか。
事務局	おっしゃるとおりです。
委員	出崎地区の先の方にもホテルを建てることのできるということですか。
事務局	用途制限上は、建てられることとなります。
委員	わかりました。
議長	用途としては建てられるけれど、建てるかどうかというのはまた別の問題になります。
事務局	用途制限上は可能となりますが、実際岩手県が埋め立て整備した施設になっています。観光拠点ということになっておりまして、土地そのものも岩手県の所有になっていますので、可能だからすぐ建つということではないと思っています。 現在は、大きく言うと「公園」という形になっています。

発言者	内 容
委員	現実的ではないということですね。
議長	<p>今すでに公園として使われているところですよ。</p> <p>準工業地域は、比較的何でも建てることができます。しかし、他の用途にしようとする、今度は制限が多くなってしまい、土地の利活用が難しくなってしまうということがあります。準工業地域を指定する際、望ましくない土地利用の需要があった場合は、地区計画を策定して様々な用途を防止していくというやり方をいろいろな自治体でやっています。</p> <p>今回の出崎地区については、すぐに何か建つということにはつながらないので、このような（変更案のとりの）指定で良いと思います。</p>
委員	<p>港湾法上、「分区」という制度があります。臨港地区内において、建物の用途を規制するという制度です。これは、港湾管理者である岩手県が指定するものです。宮城県や福島県では、臨港地区内に分区を指定して、建物の規制をしています。岩手県や青森県では、指定していません。</p> <p>全国的には、臨港地区内に突然住宅が建つという事例がありますので、港湾管理者は、必要に応じて分区の指定を検討してもらえればと思います。</p>
事務局	<p>ご意見ありがとうございます。おっしゃるとおりでございます。</p> <p>臨港地区は、都市計画法の規制以外に、港湾サイドの土地利用規制があります。本件につきましても、岩手県港湾空港課と協議をしながら進めております。現地を見ると、「個人の土地があり、個人の家が建つ」というような状況ではありませんが、分区の指定についても、今後取り組むべきこととして岩手県とは話をしておりました。</p>
議長	<p>それでは、ご意見等も出尽くしたようですので、ご異議がなければ、議案第1号「宮古都市計画地域地区(用途地域)の変更について（諮問）〔宮古市決定〕」につきまして、案のとおり認めることとし、答申することとしてよろしいでしょうか。</p> <p>－異議なし－</p> <p>なお、答申につきましては、会議終了後、本日付けで答申書を作成し、私から市長に答申したいと考えておりますので、ご一任いただければと思います。</p>
議長	<p>以上で本日の議題はすべて終了しました。</p> <p>委員の皆様には、審議会の円滑な運営にご協力いただきありがとうございました。</p> <p>会の進行を、事務局にお返ししたいと思います。</p>

発言者	内 容
事務局	<p>4 その他 会長ありがとうございました。 次に、「4 その他」として、事務局で用意しているものではありませんが、皆様から何かございますか。</p> <p>ーなしー</p>
事務局	<p>5 閉会 以上をもちまして、令和5年度第2回宮古市都市計画審議会を閉会させていただきます。 本日は誠にありがとうございました。</p>